

広島県告示第五百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和五年四月十三日までの間、縦覧に供する。

令和五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)		備 考
	新	旧	新	旧	新	旧	
三原市幸崎能地四丁目四一七〇番一地从先から 三原市幸崎能地四丁目三五〇六番四地先まで			一六・八〇 二六・〇〇	六・五〇 六・八〇	二二〇・〇〇	二二〇・〇〇	拡幅
三原市幸崎能地四丁目二五〇六番四地先から 三原市幸崎能地三丁目二七八二番地先まで			一六・〇〇 一六・〇〇	六・五〇 六・八〇	四五三・〇〇	四五三・〇〇	ダブルウェイ
三原市幸崎能地三丁目二七八二番地先から 三原市幸崎能地三丁目二七八二番地先まで			一三・五〇 一三・五〇	一三・五〇 一三・五〇	八三・〇〇	八三・〇〇	拡幅